



特集

基本アプリケーション・サービスについて

今回は、基本アプリケーション・サービス及びそれに位置付けられているLGWAN電子文書交換システムとLGWAN参加団体等情報共有管理サービスについて説明します。

1 基本アプリケーション・サービスとは

基本アプリケーション・サービスとは、総合行政ネットワーク基本要綱の第6条2項に規定するLGWANがサービスする基本的なアプリケーションのことであり、電子メール送受信、電子文書交換、掲示板及びデータデース等を指します。

LGWAN参加団体（以下、「参加団体」という）は、基本アプリケーション・サービスを利用することにより、参加団体相互間及び霞が関WANに接続する省庁との情報交換、情報共有等が実現され、行政事務の効率化を図ることができます。

現在の基本アプリケーション・サービスの体系は図-1のとおりです。

基本アプリケーション・サービスの体系及び設けられたデータベースは、図-2のとおりです。

2 基本アプリケーション・サービスの利用方法

LGWAN参加団体（以下、「参加団体」という）は、図-3に示す基本アプリケーション・サービスのトップ画面からLGWAN電子文書交換システム及び各ウェブアプリ

ケーションを利用することができます。トップ画面は、参加団体一般利用者、参加団体LGWAN責任者、参加団体登録分局責任者及び広域運営主体LGWAN責任者というように、利用者の人格別にメニューを構成しています。

基本アプリケーション・サービスの利用にあたって、ブラウザ等の動作環境設定、認証基盤用ICカードの調達、証明書の発行及び利用環境の設定等を事前に完了させておく必要があります。詳細は、総合行政ネットワークポータルサイト（URL：<http://center.lgwan.jp>）に掲載しています。

図-1 基本アプリケーション・サービス体系

LGWAN基本アプリケーション・サービス

LGWAN電子文書交換システム

文書鑑の作成及び文書の作成、電子署名の付与、文書の送受信を行うサービス。サービスの目的は、利用団体間の対象文書の迅速かつ確実な交換の実現、電子文書の交換における記録内容の秘匿性及び発送者・収受者の真正性の確保。

LGWAN掲示板サービス

一般利用者（地方公共団体職員）が掲示板を開設・管理・利用できるサービス。LGWAN内において、様々なテーマに沿った掲示板を開設し、情報共有、意見交換を行うことが可能。

LGWANメーリングリストサービス

登録された特定のメンバーに一斉同報メールを送るサービス。LGWAN内でのメールを効率的に利用し、コミュニケーションを図ることが可能。

LGWAN参加団体等情報共有管理サービス

LGWAN接続にかかる各種手続き（申請処理、申請に関する照会、連絡等）をオンライン化したサービス。サービスの目的は、事務の効率化及び迅速化。

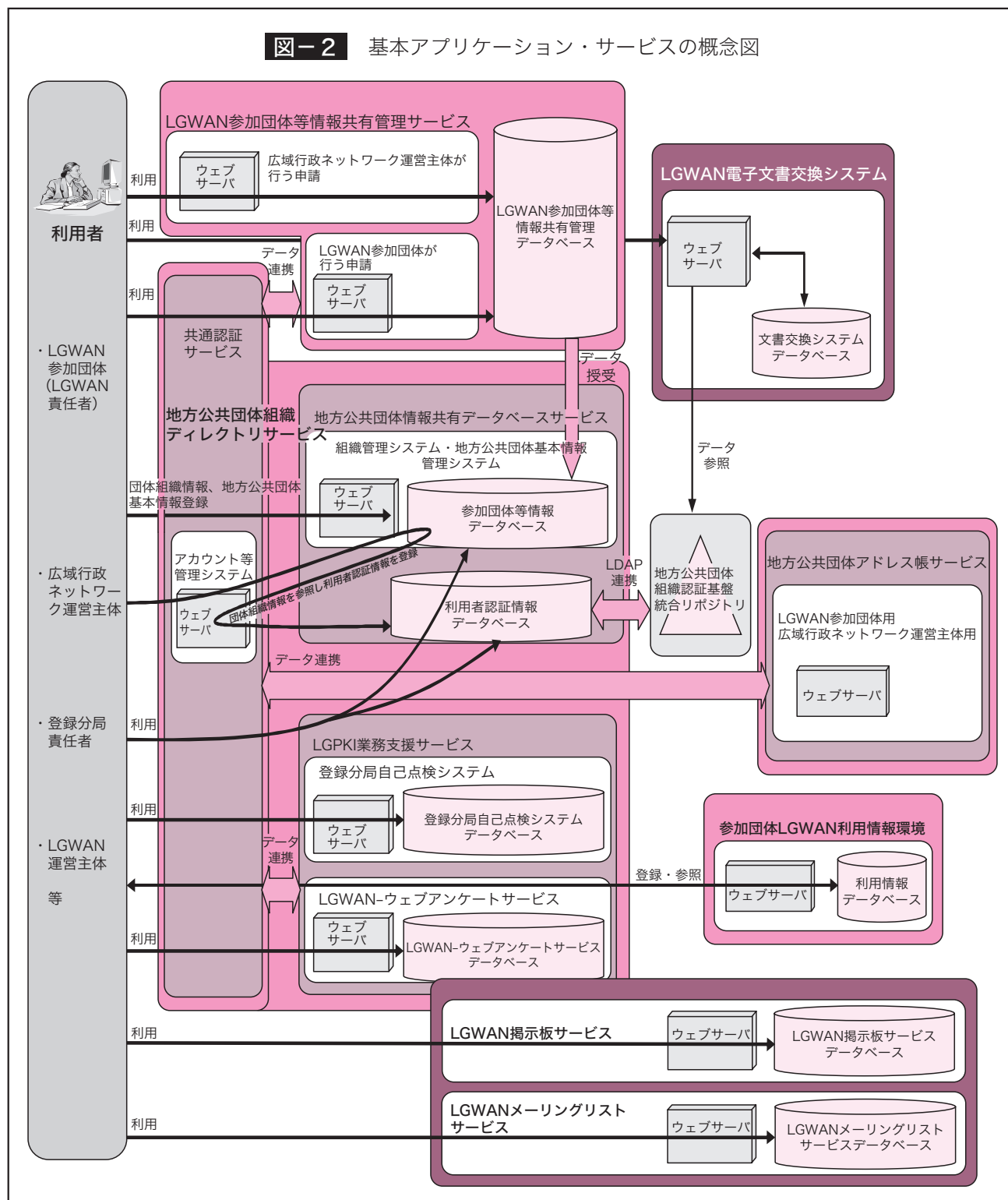
地方公共団体組織ディレクトリサービス

地方公共団体の基本情報や組織機構に関する情報の登録により、アドレス帳や電話帳のような情報の共有化を実現。LGWANで提供される各種のアプリケーションのアクセスに必要な利用者認証の一元的な管理を実現。情報の共有とあわせて高度なセキュリティが効率的に運用可能。

証明書発行等申請管理システム（CIRS）

職責、利用者及びメール用証明書の発行、更新、失効及び廃止の各申請、ウェブサーバ及びコードサイン証明書発行及び失効の各申請、LGWAN電子文書交換システムを利用する際に必要となる文書交換付帯情報の登録を行うサービス。

図-2 基本アプリケーション・サービスの概念図



〈参考〉

■ドキュメントライブラリ>基本サービス

<http://center.lgwan.jp/library/index.html#kihonsa-bisu>

■LGWANの利用にあたって>LGWAN電子文書交換システム

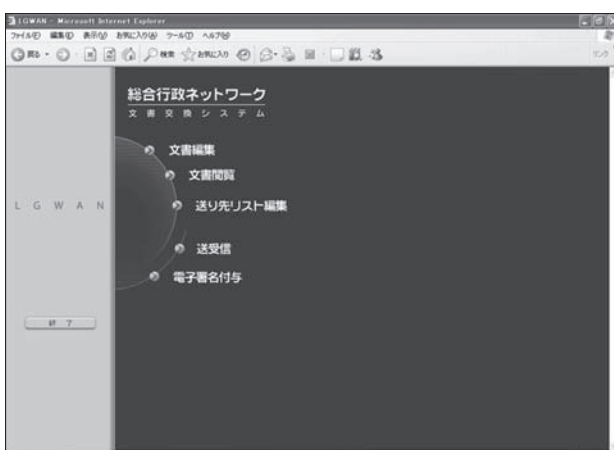
<http://center.lgwan.jp/use/index.html#document>

図-3 基本アプリケーション・サービスのトップ画面

URL://www.lgwan.jp/



図-4 文書交換システムのトップ画面



3 LGWAN 電子文書交換システム

(1) LGWAN 電子文書交換システムとは(図-4)

LGWAN 電子文書交換システム(以下、「文書交換システム」という)は、次の目的で提供されています。

- ・地方公共団体相互間、または、国と地方公共団体相互間の対象文書の迅速かつ確実な交換の実現
- ・電子文書の交換における記録内容の秘匿性及び発送者・収受者の真正性の確保
- ・文書の改ざん防止
- ・送信者の否認防止

また、文書交換システムでは、次の機能により高

度なセキュリティを備えています。

①電子署名付与

文書交換時、送信文書に電子署名を付与します。電子署名は、ハッシュ関数という一方向性関数と公開鍵暗号方式という暗号化技術を組み合わせることにより実現しています。この電子署名を付与した文書は、電子署名の検証を行うことにより、改ざん有無の検出、なりすましの防止などが可能となります。

②文書の盗聴防止

文書を暗号化して送信するため、交換文書の秘密漏洩を防ぐことが可能です。

③受領／否認確認

受信した文書の受領／否認確認を電子的に行えますので、担当者の事後否認(「そんな文書は受領していない」などの虚偽)の防止が可能です。

④安全な鍵管理

文書交換システムでは、文書の暗号化や復号化及び電子署名を行うための鍵情報を高度なセキュリティ機能を有するICカード上に保持し、鍵情報の漏洩を防止します。

(2) 文書交換システムの操作手順

文書交換システムの運用手順は、図-5のとおりです。

①文書作成

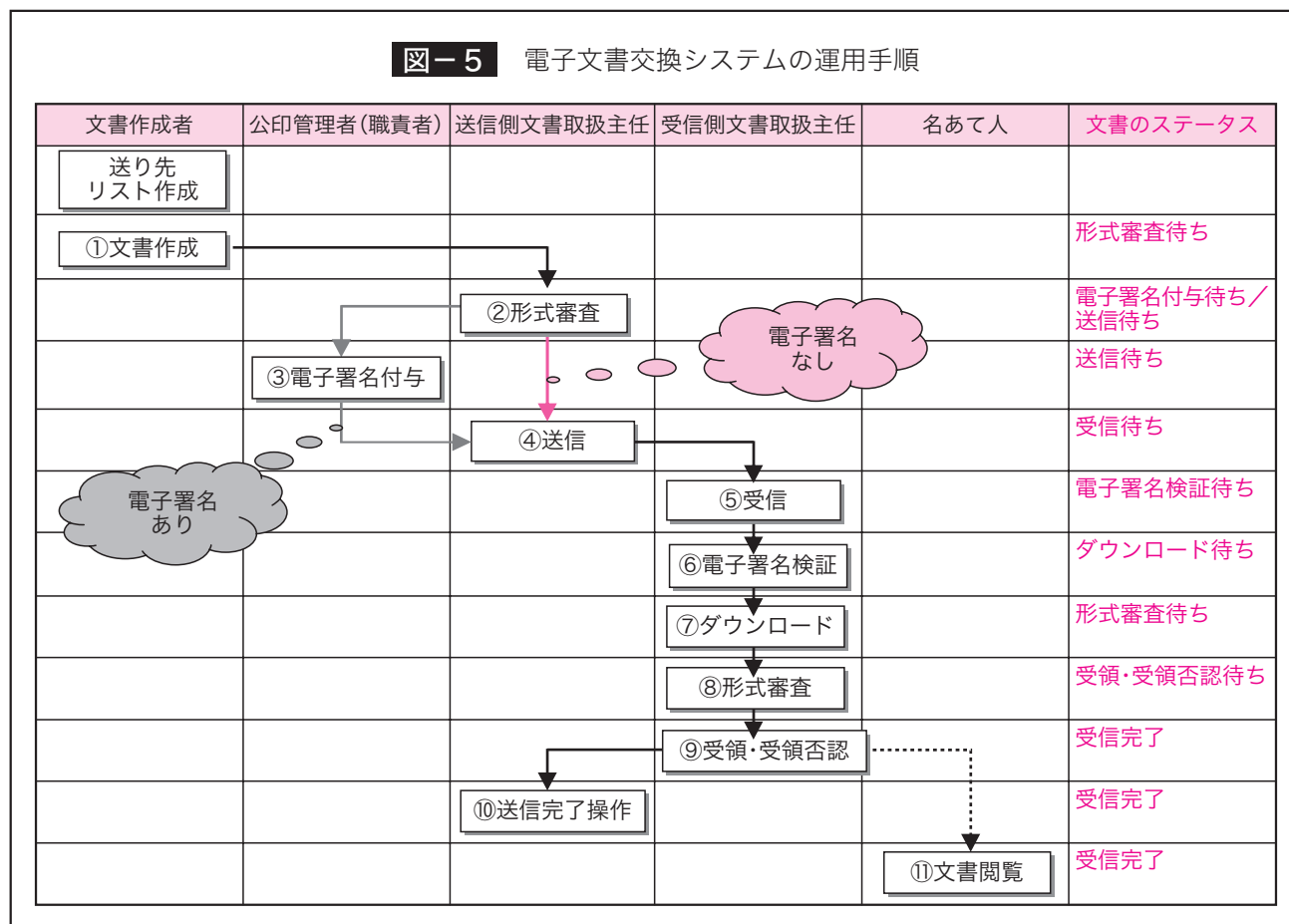
文書作成者が、図-6のとおり文書編集画面より本文・添付資料・送り先情報・発信者情報等の必要な情報を入力し、送信用文書を作成します。

②形式審査

送信側文書取扱主任は、送受信画面より送信文書の形式審査を行います。作成された文書のプレビュー表示を行うとともに、添付ファイルをダウンロードして内容を確認し、形式審査を行います。

③電子署名付与(省略可能)

図-5 電子文書交換システムの運用手順



公印管理者(職責者)は、電子署名付与画面より電子署名の付与を行います。

④送信

送信側文書取扱主任は、送受信画面より文書を送信します。この時、文書交換システムにおいて、送信する文書に送信側文書取扱主任の電子署名を自動的に付与します。これは、送信途中での文書の改ざんを防止するために行っており、紙の文書を送信する際の「封かん」に当たる仕組みです。署名付き送信文書は暗号化され、送り先に送信されます。

⑤受信

受信側文書取扱主任は、送受信画面より他団体から送信された文書を受信します。この時、文書交換システムにおいて、暗号化された文書を復号化するとともに改ざん防止用の電子署名の検証を行うことで、送信側文書取扱主任が送信した文書であること、送信された文書が改ざんされていないことを確認で

きます。

⑥電子署名検証

電子署名が付与されている場合には、受信側文書取扱主任は、送受信画面より電子署名の検証を行います。ここでは、送信された文書が送信側公印管理者による電子署名を行った時点から改ざんされていないこと、送信側公印管理者が署名した文書であることを確認できます。

⑦ダウンロード

受信側文書取扱主任は、送受信画面より受信文書のダウンロードを行い、文書を保存します。

⑧形式審査

受信側文書取扱主任は、前項で受信文書を正しく保存できたかどうかを確認するために、形式審査を行います。保存したファイルをアップロードして、サーバ上のファイルと比較し、保存した文書が正確であることを確認します。また、形式審査におい

図-6 文書作成画面

電子署名を付与する場合は、「要」

総合行政発第111号
平成19年5月1日

広域行政市総務部情報管理課
課長鈴木花子様

総合行政県総務部情報政策課
課長山田太郎

平成19年度ネットワーク運用実務担当者研修の開催について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび県域の団体によるネットワーク運用の実務担当者を対象とした

記

1 研修名：広域行政ネットワーク運営主体実務担当者研修
2 日 時：平成19年6月4日(月) 13:30~16:30

※添付資料：××××

(問い合わせ先)
総合行政県総務部情報政策課研修担当
担当：田中

発信者を選択すると文書送信依頼を行う文書取扱主任は、自動的に設定される。

て、受信文書のプレビュー表示を行うとともに、添付ファイルをダウンロードして内容を確認します。

⑨受領・受領否認

受信側文書取扱主任は、前項の形式審査の結果、受領する場合には「受領通知」を、受領できない場合には「受領否認通知」をそれぞれ選択します。

⑩送信完了操作

送信側文書取扱主任は、送受信画面で送信文書の状態を閲覧し、受信側から受領通知または受領否認通知が届いていることを確認した後、問題がなければ送信完了の処理を行います。

⑪文書閲覧

名あて人または文書閲覧者は、文書閲覧画面においてダウンロードした文書の内容確認や添付ファイルのダウンロード及び署名検証等を行うことができます。

(3) 文書交換システムと庁内の文書管理システムの連携

前述のとおり、文書交換システムは、文書鑑の作成及び作成した文書の送受信までを対象としていますので、この範囲外に当たる文書の起案、決裁、配布、保管及び保存等の機能を電子化するためには、参加団体内の文書管理等の業務システムで実現する必要があります。

文書交換システムと参加団体内の文書管理等の業務システムを連携させる方法は次の2種類があります。

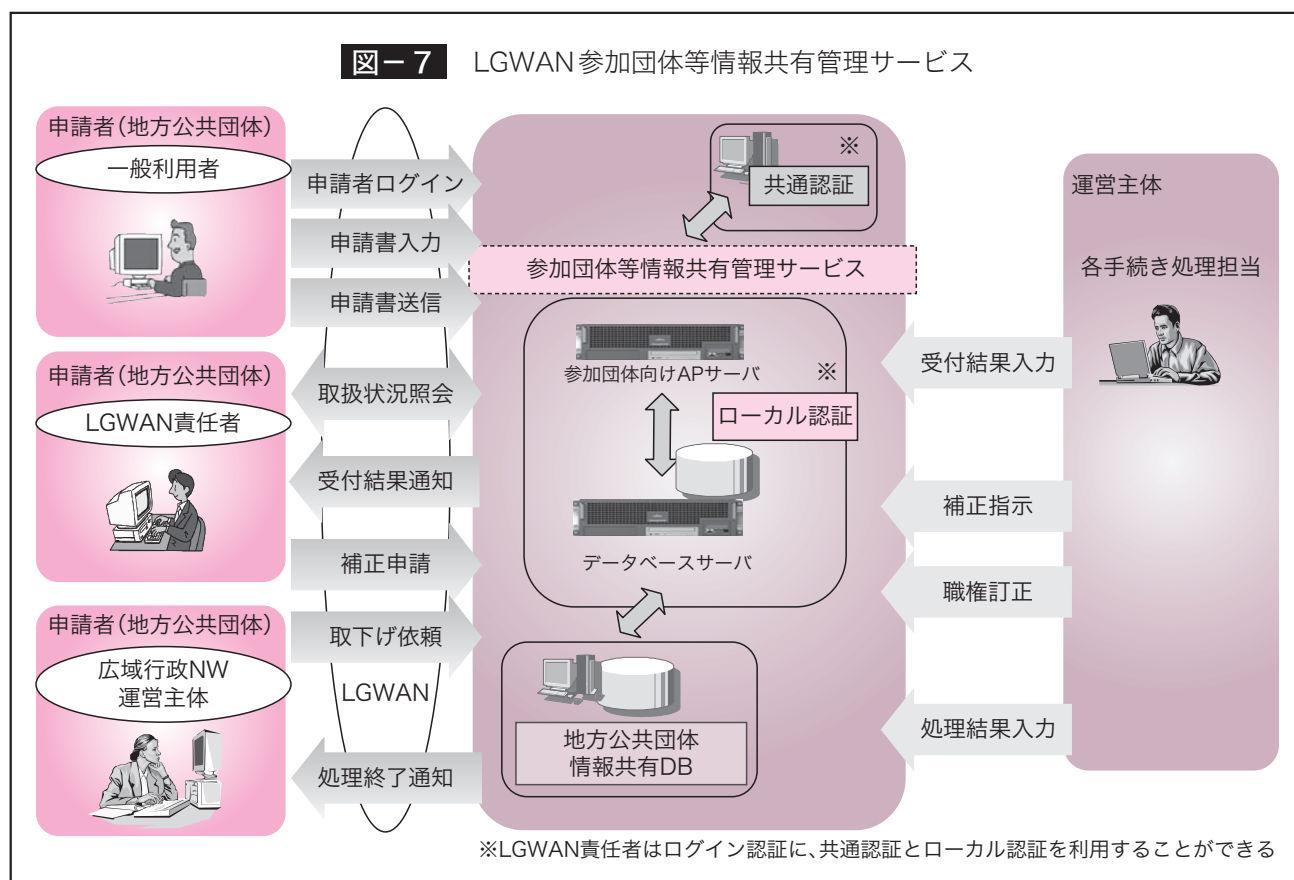
①ファイルの受渡しによる連携

文書ファイルを受け渡すことにより、文書交換システムと参加団体内の文書管理等の業務システムを連携させる。

②API機能を利用した連携

文書管理システムが提供するAPI（アプリーケー

図-7 LGWAN参加団体等情報共有管理サービス



ションインタフェース）機能を利用して、文書交換システムと参加団体内の文書管理等の業務システムを連携させる。

これらの連携に必要な各種仕様書は、非公開文書として取り扱っていますので、LGWANポータルサイトに掲載しているLGWAN非公開文書の開示申込書（<http://center.lgwan.jp/library/index.html#G-1-1-9>）を提出し、必要な仕様書を入手してください。

4 LGWAN参加団体等情報共有管理サービス

（1）LGWAN参加団体等情報共有管理サービスとは

LGWAN参加団体等情報共有管理サービス（以下、「情報共有管理サービス」という）は、一般利用者、LGWAN責任者、広域行政ネットワーク運営主体のLGWAN接続にかかる各種手続き（申請処理、申請に関する照会、連絡等）をオンライン化（いわゆる電子申請化）することにより、効率的で迅速な事務

を実現します（図-7）。

（2）申請の種類

情報共有管理サービスで利用できる手続きは、次のとおりです。

①参加団体の一般利用者が行う手続き

- ・LG.JPドメインの登録・変更・廃止申請

地方公共団体行政事務専用ドメイン名（LG.JPドメイン名）の概説に定めるLG.JPドメイン名の申請を行います。

②参加団体のLGWAN責任者が行う手続き

- ・総合行政ネットワーク変更届出

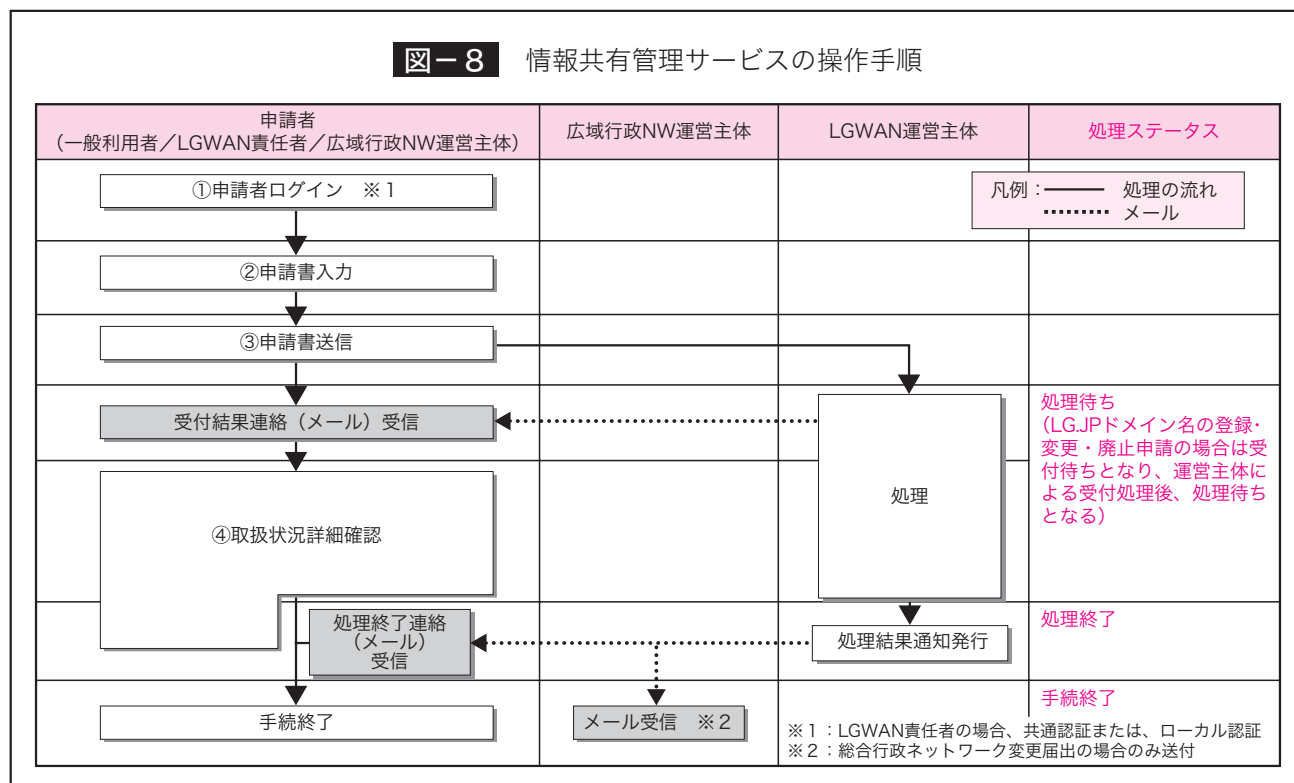
LGWAN参加約款第13条及び第14条に定めるLGWAN参加申込内容の変更の届出を行います。

- ・LGWANアクセス回線の計画停止

LGWAN参加約款第22条に定めるLGWAN運営主体への連絡を行います。

③広域行政ネットワーク運営主体のLGWAN責任者が行う手続き

図-8 情報共有管理サービスの操作手順



・広域行政ネットワークにおけるLGWAN責任者の通知

各広域行政ネットワーク運営主体で定められている広域行政ネットワーク管理規定に定める、広域行政ネットワーク運営主体におけるLGWAN責任者の通知を行います。

・都道府県NOCの計画停止

広域行政ネットワーク運営主体における総合行政ネットワーク運用要領に定める都道府県NOCの計画停止の連絡を行います。

(3) 情報共有管理サービスの操作手順

情報共有管理サービスの操作手順は図-8のとおりです。

①申請者ログイン

申請者は、ID/パスワードを入力し、ログインします。なお、参加団体のLGWAN責任者が行う手続きの場合は、共通認証(ログイン用カード利用による認証)も利用できます。

②申請書入力

申請者は、申請入力画面で必要事項を入力します。

③申請書送信

申請情報入力後、送信確認画面が表示されますので、申請者は、内容確認後、送信ボタンを押します。次に到達確認画面で「到達番号」と「問合せ番号」が表示されますので、申請者は、保存ボタン、または、印刷ボタンを押し、当該情報を控えておきます。

④取扱状況詳細確認

LGWAN運営主体による受付後、LGWAN運営主体から申請者宛てに受付結果連絡メールが送信されます。受付後から手続き終了までの間、申請者は、取扱状況詳細確認画面で、LGWAN運営主体との連絡、申請情報の補正、通知書類の参照、申請の取下げ及び申請履歴の参照等を必要に応じて実施します。

なお、LGWAN運営主体による処理終了時、LGWAN運営主体から申請者宛てに処理終了連絡メールが送信されますので、申請者は、取扱状況詳細画面の通知書類一覧の参照にて、処理結果通知の受取確認操作を行います。この受取確認操作をもって手続きが終了となります。

LGPKI 登録分局設置状況（平成20年4月10日現在）

	都道府県	市区町村				都道府県	市区町村		
		登録分局 設置数 (A)	団体数 (B)	設置率 (A/B)			登録分局 設置数 (A)	団体数 (B)	設置率 (A/B)
1	北海道	180	150	83.3	25	滋賀県	26	21	80.8
2	青森県	40	38	95.0	26	京都府	26	22	84.6
3	岩手県	35	35	100.0	27	大阪府	43	39	90.7
4	宮城県	36	25	69.4	28	兵庫県	41	41	100.0
5	秋田県	25	23	92.0	29	奈良県	39	39	100.0
6	山形県	35	35	100.0	30	和歌山県	30	27	90.0
7	福島県	60	49	81.7	31	鳥取県	19	14	73.7
8	茨城県	44	44	100.0	32	島根県	21	17	81.0
9	栃木県	31	31	100.0	33	岡山県	27	26	96.3
10	群馬県	38	38	100.0	34	広島県	23	19	82.6
11	埼玉県	70	70	100.0	35	山口県	20	20	100.0
12	千葉県	56	56	100.0	36	徳島県	24	24	100.0
13	東京都	62	60	96.8	37	香川県	17	16	94.1
14	神奈川県	33	33	100.0	38	愛媛県	20	18	90.0
15	新潟県	31	22	71.0	39	高知県	34	34	100.0
16	富山県	15	15	100.0	40	福岡県	66	63	95.5
17	石川県	19	19	100.0	41	佐賀県	20	20	100.0
18	福井県	17	14	82.4	42	長崎県	23	23	100.0
19	山梨県	28	25	89.3	43	熊本県	48	34	70.8
20	長野県	81	71	87.7	44	大分県	18	18	100.0
21	岐阜県	42	37	88.1	45	宮崎県	30	25	83.3
22	静岡県	41	37	90.2	46	鹿児島県	46	42	91.3
23	愛知県	61	61	100.0	47	沖縄県	41	41	100.0
24	三重県	29	21	72.4	合計		1,811	1,652	91.2

LGWAN-ASP サービス接続／登録状況（平成20年4月10日現在）

< サービス提供者の分類 >

・アプリケーション及びコンテンツ	登録	167件	・ホスティング	接続	95件
・通信	登録	150件	・ファシリティ	登録	177件

※接続／登録済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しております。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/lgw/service.htm>